伊豆の国市告示第65号

伊豆の国市地域介護予防活動支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年４月12日

伊豆の国市長　　小野登志子

伊豆の国市地域介護予防活動支援事業費補助金交付要綱

第１　趣旨

市長は、高齢者の自立や介護予防に資するため、地域介護予防活動事業を実施する市民活動団体等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、伊豆の国市補助金等交付規則（平成17年伊豆の国市規則第33号）及びこの要綱に定めるところによる。

第２　定義

　　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　高齢者　介護保険法（平成９年法律第123号）第９条第１項に規定する第１号被保険者をいう。

(2)　地域介護予防活動事業　高齢者の自立や介護予防に資することを目的として、市民活動団体等が行う介護予防活動を支援する事業であって、次の要件を満たし、かつ、市長が適当と認めたものをいう。

ア　公益的又は社会貢献的な事業であって、地域住民の福祉の増進に寄与することが期待できること。

イ　地域の実情及び特性を十分踏まえており、地域社会の問題解決に効果が期待できること。

ウ　その主たる効果が伊豆の国市内において生ずること。

(3)　市民活動団体等　自発性、公益性及び非営利性のある市民活動を行う団体（特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人を含む｡)又はボランティアグループであって、構成する者の数が、おおむね５人以上であるものをいう。

第３　補助の対象及び補助額

(1)　補助の対象

地域介護予防活動事業に要する経費のうち、次に掲げる経費

ア　報償費（謝礼を含む｡)

イ　需用費（消耗品の購入に要する経費及び印刷又は製本に要する経費に限る｡)

ウ　役務費（通信又は運搬に要する経費及び保険料に限る｡)

エ　委託料

オ　使用料

カ　賃借料

(2)　補助率（額）

(1)に掲げる経費の額の２分の１以内とし、３万円を限度とする。

第４　交付の申請

(1)　提出書類　各１部

ア　交付申請書（様式第１号）

イ　事業計画書（様式第２号）

ウ　収支予算書（様式第３号）

エ　資金状況調べ（様式第４号）

オ　その他市長が必要と認める書類

(2)　提出期限

別に定める日まで

第５　交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1)　次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア　補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ　決定した補助の額の変更（当該額の20パーセント以下を減額する変更を除く｡)をしようとする場合

ウ　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2)　補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3)　補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度が終了した後５年間保存しなければならないこと。

第６　変更の承認申請

提出書類　各１部

ア　変更承認申請書（様式第５号）

イ　変更事業計画書（様式第２号）

ウ　変更収支予算書（様式第３号）

エ　その他市長が必要と認める書類

第７　実績報告

(1)　提出書類　各１部

ア　事業実績報告書（様式第６号）

イ　事業実績書（様式第２号）

ウ　収支決算書（様式第３号）

エ　その他市長が必要と認める書類

(2)　提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の４月10日のいずれか早い日

第８　請求の手続

(1)　提出書類　１部

請求書（様式第７号）

(2)　提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第９　概算払の請求手続

提出書類　各１部

ア　概算払請求書（様式第７号）

イ　資金状況調べ（様式第４号）

附　則

この告示は、公示の日から施行する。